

不認定日	不認定の理由	講じた措置
令和元年 10月28日	市民課の窓口業務委託事業者の元従業員による手数料の着服事件を受け、平成30年度八尾市一般会計歳入歳出決算を不認定とされたもの	<p>市民課の窓口業務委託事業者の元従業員による手数料の着服事件に対し、再発を防止するため、次の措置を講じた。</p> <p>(1) 本市の指示による委託事業者における措置</p> <p>ア 本事件がレジの不正な訂正操作のもと行われたことを受け、日々のレジ現金の日次締め管理においては、これまでの現金及び集計レシート（レジで出力するその日の集計結果一覧）による照合に加え、訂正レシート（金額間違いなどの際に無効にしたレシート）及びジャーナル（レジの全ての操作履歴が記録される記録紙）も併せて担当者が照合するよう改め、照合結果が適正であっても、マネージャーによる再点検を毎日実施するよう改めた。</p> <p>イ 日報（日単位で申請件数と手数料額を一覧にした報告書）の作成時には、これまでの現金、申請書及び集計レシートにジャーナルを加えて点検を実施するよう改めるとともに、本市への日報の提出に当たっては、これまでの集計レシートに加え、訂正レシート及びジャーナルを附帯して提出するよう改めた。</p> <p>ウ 円滑な窓口運営のため複数台のレジを運用していたが、事件後、レジ台数を2台から1台に減らし、レジ担当者を限定するとともに、レジの訂正操作をマネージャー又はサブマネージャーが立ち合いのもと行うよう改めた。</p> <p>エ これらの再発防止の対策の実施状況について、本社の事業責任者による月次の適正点検と、本部組織による四半期ごとの適正運用の確認及び当該事業責任者の点検精査を実施することに改めた。</p> <p>オ 本事件を受けて、定例の研修会に加え、臨時で従業員に対し、手数料を厳正に取り扱うことを徹底するための研修を実施した。</p>

(2) 本市における措置

ア 委託事業者から本市に提出される日報の確認時には、日報に附帯されているジャーナル及びレジ訂正処理の理由を併せて複数の市職員により確認するように改めた。

イ 委託事業者による窓口での手数料徴収の状況について、委託事業者のレジ担当者による業務が適正に実施されているかどうか、市職員が検査するとともに、委託事業者の集計作業における計測についても、市職員が抜き打ちにて少なくとも月1回以上の検査を実施するように改めた。

ウ 本事件を受けて、委託事業者による入金処理完了後に保存している申請書から抽出して、その件数と日報の件数を市職員が月1回計測検査を実施するように改めた。